

災害用井戸の登録に関する取扱要領

(目的)

第1条 この取扱要領は、災害発生に伴い水道が断水状態になった場合に備え、洗濯、風呂、トイレ、掃除等の生活用水を確保するため、亀岡市内にある井戸及びを所有者の協力により災害用井戸として登録することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(登録要件)

第2条 災害用井戸の登録要件は次のとおりとする。

- (1) 災害時に水の無償提供が可能であること。
- (2) 井戸の位置情報を公表することが可能であること。

(登録の手続)

第3条 登録の意思がある井戸所有者は、災害用井戸登録申請書（別記第1号様式）又は災害用井戸登録申請フォームに必要な事項を記載し、市長に申し出るものとする。

2 市長は前項の登録申請書等を受理したときは、内容等を審査して登録の適否を決定し、その結果を井戸所有者（申請者）に、災害用井戸登録適否決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

(利用者の遵守事項)

第4条 災害用井戸の利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 災害用井戸の第三者利用は災害時に限られ、利用時間は井戸所有者の承諾が得られた場合を除き日中に限られること。
- (2) 災害用井戸の利用は、井戸所有者の厚意によるものであることに留意し、その意に反する利用をしないこと。

(登録期間)

第5条 登録期間は、災害用井戸登録決定通知書の通知日から3年とする。

2 市長は、必要に応じて、登録された井戸所有者に対し、更新の意思の有無等を確認するものとする。

3 更新の意思の確認時等に、第2条の登録要件を満たさないことを確認した場合、井戸が譲渡されている場合、市長が災害用井戸として適当でないと認めた場合又は井戸所有者の登録期間更新の意思を確認できなかった場合以外は、登録の満了する日からさらに3年間登録期間を更新することができる。

(登録内容の変更)

第6条 災害用井戸登録申請書の記載内容に変更が生じた場合、井戸所有者は、災害用井戸

登録（変更）申出書（別記第3号様式）又は災害用井戸登録内容（変更）申請フォームにより市長に申し出るものとする。

2 市長は前項の災害用井戸登録（変更）申出書等を受理したときは、井戸所有者（申請者）に、災害用井戸登録（変更）通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。
(登録の解除)

第7条 井戸所有者は、次に掲げる場合は災害用井戸登録（解除）申出書（別記第3号様式）又は災害用井戸登録内容（解除）申請フォームにより、市長に申し出るものとする。

- (1) 井戸を廃止した場合
- (2) 井戸の使用を停止した場合
- (3) 井戸を譲渡した場合
- (4) 災害時に井戸水を近隣住民に提供することができなくなった場合

2 市長は、次に掲げる場合は、災害用井戸の登録を解除することができる。

- (1) 前項の規定による申出があった場合
- (2) 第2条の登録要件を満たさなくなった場合
- (3) その他市長が災害用井戸として適当でないと認めた場合

3 市長は、前項の規定により災害用井戸の登録を解除する場合、災害用井戸登録（解除）通知書により井戸所有者に通知するものとする。

(免責)

第8条 災害用井戸の利用により、利用者の身体又は財産に被害が生じた場合、井戸所有者の故意による場合を除き、井戸所有者はその責任を負わないものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附則

この要領は、令和8年1月8日から施行する。

別記第1号様式（第3条第1項関係）

災害用井戸登録申請書

年　月　日

（宛先）亀岡市長

住　所

申請者 氏　名

連絡先

下記の井戸について、「災害用井戸の登録に関する取扱要領」（以下「要領」という。）第3条の規定により要領第2条各号の要件を満たす井戸として、災害用井戸の登録を申請します。

また、要領第6条第1項の規定に基づき、登録した災害用井戸の登録内容が変更となる場合又は要領第7条第1項の規定に掲げる場合については、登録（変更・解除）申出書を速やかに市長に提出します。

井戸所在地	
井戸の設備	<input type="checkbox"/> 手押しポンプ <input type="checkbox"/> 電動ポンプ <input type="checkbox"/> 手押しポンプと電動ポンプハイブリッド <input type="checkbox"/> 釣瓶 <input type="checkbox"/> その他（ ）
利用可能時間	
所有者	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 事業者（事業者名： ） <input type="checkbox"/> 申請者と同じ（異なる場合は以下に記載、事業者の場合は代表者を記載）
	住　所
氏　名	
<input type="checkbox"/> 井戸の所在地を公表することに同意します。 <input type="checkbox"/> 災害時に地域住民等が井戸の提供を受ける際に、所在地に立ち入ることに同意します。	

災害用井戸の登録審査にあたり、市職員が現地確認を行います。ご都合の良い時間帯をご回答ください。（月曜日～金曜日 9時00分～17時00分 土日、祝日を除く）

現地確認可能な時間帯 _____
(曜日・時間帯を記入)

別記第2号様式（第3条第2項関係）

第　　号
年　　月　　日

様

亀岡市長

災害用井戸登録適否決定通知書

月　　日付けで申請のありました災害用井戸の登録について、次のとおり決定しましたので通知します。

1 災害用井戸に登録しました

登録番号	
所在地	
井戸の設備	<input type="checkbox"/> 手押しポンプ <input type="checkbox"/> 電動ポンプ <input type="checkbox"/> 手押しポンプと電動ポンプハイブリッド <input type="checkbox"/> 釣瓶 <input type="checkbox"/> その他（ ）
利用可能時間	
所有者	氏　名
	住　所

登録決定条件

「災害用井戸の登録に関する取扱要領」（以下「要領」という。）第6条第1項の規定に基づき、登録した災害用井戸の登録内容が変更となる場合又は要領第7条第1項の規定に掲げる場合については、登録（変更・解除）申請書を速やかに市長に提出してください。

2 災害用井戸に登録できませんでした

理由

別記第3号様式（第6条第1項、第7条第1項関係）

災害用井戸登録（変更・解除）申出書

年　月　日

（宛先）亀岡市長

住　所
申請者 氏　名
連絡先

年　月　日付け 第　　号により登録決定を受けた災害用井戸（変更・解除）について、災害用井戸の登録に関する取扱要領第6条第1項・第7条第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて申し出ます。

申請内容	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 解除	
登録番号	第　　号	
	変更前	変更後
井戸所在地		
井戸の設備	<input type="checkbox"/> 手押しポンプ <input type="checkbox"/> 電動ポンプ <input type="checkbox"/> 手押しポンプと電動ポンプ ハイブリッド <input type="checkbox"/> 釣瓶 <input type="checkbox"/> その他（　　）	<input type="checkbox"/> 手押しポンプ <input type="checkbox"/> 電動ポンプ <input type="checkbox"/> 手押しポンプと電動ポンプ ハイブリッド <input type="checkbox"/> 釣瓶 <input type="checkbox"/> その他（　　）
利用可能時間		
所有者	住　所	
	氏　名	
変更・解除理由		

別記第4号様式（第6条第2項、第7条第3項関係）

第
年
月
日
号

様

亀岡市長

災害用井戸登録（変更・解除）通知書

年　　月　　日付け申し出のありました災害用井戸の登録（変更・解除）について、次のとおり決定しましたので通知します。

決定事項		<input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 解除	
変更事項	項目			
	内容	変更前		
		変更後		
登録番号		第　　号		
所在地				
所有者	住所			
	氏名			
解除理由				

登録変更決定条件

「災害用井戸の登録に関する取扱要領」（以下「要領」という。）第6条第1項の規定に基づき、登録した災害用井戸の登録内容が変更となる場合又は要領第7条第1項の規定に掲げる場合については、登録変更・解除申出書を速やかに市長に提出してください。